

1

2

3

4

5

こどもの居場所づくりに関する指針
(素案)

6

7

8

9

10

11

12

13

14

| | | |
|----|--------------------------------------|----|
| 1 | 目次 | |
| 2 | 第1章 はじめに | 4 |
| 3 | 1. 策定までの経緯 | 4 |
| 4 | 2. こどもの居場所づくりが求められる背景 | 4 |
| 5 | 3. こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来 | 5 |
| 6 | 第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項 | 5 |
| 7 | 1. こどもの居場所とは | 5 |
| 8 | 2. こどもの居場所の特徴 | 6 |
| 9 | 3. こどもの居場所づくりとは | 7 |
| 10 | 4. 本指針の性質等 | 8 |
| 11 | (1) 本指針の性質 | 8 |
| 12 | (2) 対象となる居場所の範囲 | 9 |
| 13 | (3) 対象となる子ども・若者の年齢の範囲 | 9 |
| 14 | 第3章 こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点 | 10 |
| 15 | 1. 視点の構成 | 10 |
| 16 | 2. 各視点に共通する事項 | 10 |
| 17 | (1) こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、子どもとともにつくる居場所 | 10 |
| 18 | (2) こどもの権利の擁護 | 10 |
| 19 | (3) 官民の連携・協働 | 11 |
| 20 | 3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所を整備する～ | 11 |
| 21 | (1) 居場所に関する実態把握 | 11 |
| 22 | (2) 既存の地域資源を活かした居場所づくり | 12 |
| 23 | (3) 新たな居場所づくりの担い手の発掘、育成 | 12 |
| 24 | (4) 持続可能な居場所づくり | 13 |
| 25 | (5) 災害時におけるこどもの居場所づくり | 13 |
| 26 | 4. 「つなぐ」～子どもが居場所につながる～ | 13 |
| 27 | (1) 子どもがを見つけやすい居場所づくり | 14 |
| 28 | (2) 利用しやすい居場所づくり | 14 |
| 29 | (3) どんな子どももつながりやすい居場所づくり | 15 |
| 30 | 5. 「みがく」～子どもにとって、よりよい居場所となる～ | 15 |

| | | | |
|----|----------------------------------|-----------------------------------|----|
| 1 | (1) | 安心・安全な居場所づくり | 16 |
| 2 | (2) | 子どもとともにつくる居場所づくり | 16 |
| 3 | (3) | どのように過ごし、だれと過ごすかを意識した居場所づくり | 17 |
| 4 | (4) | 居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくり | 17 |
| 5 | (5) | 環境の変化に対応した居場所づくり | 17 |
| 6 | 6. | 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～ | 18 |
| 7 | 第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割 | | 19 |
| 8 | 第5章 推進体制等 | | 19 |
| 9 | 1. | 国における推進体制 | 19 |
| 10 | 2. | 地方公共団体における推進体制 | 20 |
| 11 | 3. | 施策の実施状況等の検証・評価 | 20 |
| 12 | 4. | 指針の見直し | 20 |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |

第1章 はじめに

1. 策定までの経緯

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）において、「こども家庭庁はこどもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌し、政府の取組を中心的に担う」、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）を閣議決定し、これに基づき強力に推進」することが定められた。

これを踏まえ、令和5年4月21日に、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、こども家庭庁設置法第7条第1項に基づき、「こども大綱」の案の作成に向けた今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等の検討とあわせて、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向けた具体的な事項の検討が諮問された。

こども家庭審議会では、内閣総理大臣からの諮問を受け、こども家庭審議会において〇回、こどもの居場所部会において〇回の議論を重ね、こどもや若者等の意見を聴く取組を実施した上で、ここに答申を行うものである。

2. こどもの居場所づくりが求められる背景

人間は社会的な動物であり、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、すべての人にとって生きる上で不可欠の要素である。当然、こども・若者が生きていく上でも不可欠と言えるものであり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題である。

こどもは、人と人のつながりを実感しながら成長していくことが望ましいが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にある。

すなわち、地域のつながりの希薄化や、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。特に過疎化が進展する地方部では、こうした傾向が一層懸念される。

かつてはこどもの居場所となりえた空き地や路地裏など、こどもが自由に遊び、過ごせる場は減少し、駄菓子屋などの結果としてこどもの居場所となっていた場も減少している。ボール遊びが禁止されている公園も多い。こうした環境の変化が進むなかで、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業は学校の居場所としての役割を再認識させる契機

1 となった。また、「ソーシャルディスタンス」の確保の要請は、こども・若者が居場所を持
2 つことを一層困難にしている。

3 他方で、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や
4 不登校、自殺するこども・若者の数の増加など、一層厳しさを増すとともにその課題は複雑
5 かつ複合化しており、こどもの権利が侵害される事態も生じている。こうした喫緊の課題や
6 個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくり、誰一人取り残さず、抜け落ちることの
7 ない支援を行う必要がある。

8 また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多
9 様な居場所が求められるようになってきている。

10 こうした中、さまざまな地域で、現場のニーズを踏まえた多種多様な居場所づくりの実践
11 が行われている。これは、上に述べたような環境の変化により、これまでの枠組みでは十分
12 に拾い切れていなかったニーズに対応した取組であるとも言え、こうした各地域での居場所
13 づくりを推進する観点から、国としても一定の考え方を示すことが求められている。

14

15 3. こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来

16

17 こどもの居場所づくりが目指す理念とは、こども基本法及び「こども政策の新たな推進
18 体制に関する基本方針」に則り、全てのこどもが、心身の状況や置かれている環境等にかか
19 わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにす
20 ることである。その際、こども・若者の視点や子育て当事者の視点に立つこと、全てのこど
21 も・若者の健やかな成長やウェルビーイングの向上に資すること、誰一人取り残さず、抜け
22 落ちることのない支援であることが必要である。

23 こうした理念を社会全体で共有し、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多く
24 の居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験
25 活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・
26 社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成
27 長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、
28 「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

29 **第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項**

30 1. こどもの居場所とは

31

1 こども・若者が過ごす場所・時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場
2 所になりえる。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オン
3 ライン空間といった多様な形態をとりうるものである。

4 こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人
5 がそこを居場所と感じるかどうかによって依っている。その意味で、居場所とは主観的側面を含
6 んだ概念である。

7 したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども本人が決めることであ
8 り、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こど
9 も・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こどもの主体性を大切にすることが求められる。

11 2. こどもの居場所の特徴

13 • 個人的であり、変化しやすいものであること

14 ある場所がこども・若者にとっての居場所になるかどうかは、本人がそこを居場所と感
15 じるかどうかによって依るという意味で、こどもの居場所は個人的なものである。あるこどもに
16 対して居場所だと感じる対象や場が、ほかのこどもの居場所になるとは限らないという特
17 徴がある。

18 また、昨日まで居場所だと感じていた対象や場が、心理的な変化や人間関係の変化など
19 により、今日は居場所だと感じられないこともある。さらに、こどもの成長や発達に伴い、
20 同じこどもであっても求める居場所が異なってくる。このように、こどもの居場所は変化
21 しやすいものである。

23 • 立地や地域性などの影響を受けるものであること

24 例えば誰もが立ち寄れるカフェであっても、それが小学校の通学路に面しているのか、
25 あるいは高齢者が集住している地区にあるのかで、実際の利用者は大きく異なる可能性が
26 ある。また、古くから住民が住んでいる地域なのか新興住宅街なのか、あるいは寺社が多
27 い地域なのか商店街なのかといった、地域性によっても大きく影響を受けるものである。

29 • 目的によって性質が変化するものであること

30 こどもの居場所には、何かをすることを通じた居場所と、そこにいることそのものが居
31 場所となるものが存在する。

32 前者においては、例えば就労支援や自立支援など、何らかの行為が求められる場におい
33 て、期待された行為の結果として、その場を自分の居場所であると感じやすくなる。ただ

1 し、何らかの理由で期待された行為が実施できない場合には、その場にいることについて後
2 ろめたさを感じるなど、居場所になりにくくなる側面がある。

3 一方で、特定の行為なくして、なにもせず居られ、ありのままの自分を受け入れてくれる
4 など、その場にいることが優先される場がある。特定行為の必要性がないために、広くこど
5 もの居場所になりやすい側面がある。

6

7 • **多くの子どもにとって学校が居場所になっていること**

8 子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者
9 と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つであり、実際に、一日の大半を過
10 ぐす場所として、学校は多くの子どもにとっての居場所となっている。とりわけ資源の少な
11 い地方部においては、居場所という観点では学校が子どもにとってのセーフティネットとな
12 っていることもある。不登校の子どもは、学習の機会だけでなく、居場所としての学校とい
13 う場が損なわれている状態にある。子どもが学びたいと思った時に学べる環境を整えるとと
14 もに、学校をみんなが安心して過ごせる場所にする必要がある。

15

16 • **人との関係性の影響を受けるものであること**

17 その場において、他者に受け入れてもらえることや交流ができることなど、人との関係性
18 があることが、当人の居場所と感ずることに影響している。一方で、だれとも交流せずに、
19 自分ひとりでいられることや他者が関わってこないなど、人との関係性から距離を置いた場
20 だからこそ、居場所と感ずることもある。

21 これらは、一つの場において両立することもあれば、異なる場を持ち、本人のニーズによ
22 って使い分けるものがある。

23

24 • **地域づくりにつながるものであること**

25 特に少子高齢化が進展する地方部においては、地域づくりの一手法として地域住民の居場
26 所づくりが進められている。子ども・若者の居場所が、子ども・若者のみならず、その担い
27 手にとっても、その場が自分の居場所となり、地域における新たな交流やつながりを得られ
28 る場として機能している場合もある。また、子ども・若者に限らず、保護者や高齢者などの
29 地域住民が交流する場として、広く活用されている居場所もある。

30

31 **3. こどもの居場所づくりとは**

32

33 1. に記載のとおり、居場所とは、子ども・若者本人が決めるものである一方で、居場所
34 をつくる（居場所づくり）とは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所と

1 感じることで、居場所づくりには隔たりが生じうる。こどもの居場所づくりを進めるに当
2 たっては、この隔たりを認識することが必要である。

3 こうした隔たりを乗り越え、居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとって
4 の居場所となるためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、
5 居場所づくりを進めることが重要である。

6 居場所には、こどもの居場所となることそのものを目的とするものと、別の目的で行わ
7 れていたものの結果として、こどもの居場所となるものがある。例えば学校は、教育を目
8 的とする場であるが、結果として多くのこども・若者にとっての居場所となっており、後
9 者の典型である。このような、居場所づくりを目的としていないが、結果としてこどもの
10 居場所となっている実態を踏まえると、教育、福祉、医療などこども・若者と関わる幅広
11 い大人が、目の前のこどもの居場所を担いうるという自覚を持つことが重要である。

12 また、こどもの居場所づくりを行う上では、対象者へのアプローチとして、ユニバーサ
13 ル／ポピュレーションアプローチと、ターゲット／ハイリスクアプローチの 2 種類が考
14 えられる。前者は、主としてこども・若者同士や幅広い地域住民間の交流、繋がりを提供
15 するという機能が、後者は、主として個別のニーズに対応したきめ細かな（場合によっ
16 ては緊急の）支援の提供という機能が果たされている。ただし、これら 2 つの機能が 1 つの
17 居場所の中で混然一体となって提供されている場合もある。特別なニーズのあるこども・
18 若者だけが利用できる居場所づくりも必要である一方で、特別なニーズの有無に関係なく、
19 必要な配慮をした上で誰もが来られる居場所づくりも必要である。

20 重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、
21 各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。どこに
22 も居場所がないこども・若者が生じないよう支援するとともに、できるだけ多様な居場所
23 を持てるよう支援していく必要がある。それぞれの地域において、潜在化しているニーズ
24 を含めたニーズを把握し、こども・若者の特性を配慮した多様な居場所づくりに取り組む
25 必要がある。

26

27 4. 本指針の性質等

28 (1) 本指針の性質

29 本指針は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づき策定されるもの
30 であり、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等について国としての
31 考え方を整理したものである。こどもの居場所づくりに直接携わる者はもとより、地方自
32 治体、学校、地域住民など広くこどもの居場所に関係する者がその内容を理解するととも
33 に、こどもの居場所づくりを進める上でこれを十分に踏まえることが期待される。

34

1 (2) 対象となる居場所の範囲

2 本指針の対象となる居場所が、居場所となることを目的として作られた場や活動であるこ
3 とはもちろんであるが、第2章1. で述べているとおり、こども・若者が過ごす場所・時間、
4 人との関係性全てが、こども・若者にとっての「居場所」になりえることから、居場所づく
5 りを目的としていない場も結果としてこどもの居場所となることがある。

6 例えば学校は、多くのこどもにとっての重要な居場所となっており、営利活動としての塾
7 や習い事などの活動も、こどもによっては貴重な居場所となっていることもある。

8 これらの場や活動は、居場所づくりを目的として行われているものではないが、結果とし
9 てこどもたちの居場所となっており、こうした場や活動についても、本指針で記されている
10 内容が当てはまる部分については、その内容を十分に踏まえることが期待される。

11

12 (3) 対象となるこども・若者の年齢の範囲

13 こどもの居場所づくりの対象となる居場所とは、学童期・思春期のみならず、大学生や20
14 代の若者の居場所を含めた概念である。

15 こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされてい
16 る。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者
17 がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したも
18 のであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるように
19 なるまでの成長の過程にある者を指している。この成長の過程をライフステージごとに示す
20 際には、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、
21 「青年期」（おおむね18歳以降から概ね30歳未満）（施策によってはポスト青年期の者）
22 と示す。なお、「若者」については、法令上の定義はなく、「こども」と「若者」は重なり
23 合う部分があるが、本指針では、特に心身の発達の過程にある者を念頭に置いた記載につい
24 ては「こども」と、また、「こども」のみならず青年期の全体が射程に入ることを明確にす
25 る場合には、「こども・若者」という用語を用いている。

26 こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、そ
27 の必要性の強弱や、提供される機能については自ずから違いがある。このため、本指針にお
28 いては、若者を主たる対象とする居場所についても当然対象に含めるものの、心身の発達の
29 過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心として記載することとする。また、
30 居場所はこども・若者本人が決めるものであるということを踏まえ、小学校就学以後のこど
31 もを中心とした記載としている。

第3章 こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

1. 視点の構成

第1章の3.でも述べたとおり、こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来とは、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）であることである。

こうした目指す姿の実現に向けて、こどもの居場所づくりを進めるにあたっては、以下4つの基本的な視点が重要である。これらの視点に優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

【ふやす】 ～多様なこどもの居場所を整備する～

【つなぐ】 ～こどもが居場所につながる～

【みがく】 ～こどもにとって、よりよい居場所となる～

【ふりかえる】 ～こどもの居場所づくりを検証する

2. 各視点に共通する事項

（1） こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

上述のとおり、こども・若者が居場所と感じる場が「こどもの居場所」になるとすれば、居場所づくりを進める上で重要なのは、こども・若者の意見を聴き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者ととともに居場所を作っていくことである。

こども・若者が居場所に求める要素としては多様なものがありうるが、こども・若者へのヒアリング等の結果を踏まえると、「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」という3つの視点が特に重要である。好きなことをして過ごせることや、いつでも行けること、リスクを恐れず何かにチャレンジできることなど、それぞれの視点にはさまざまな要素が含まれる。これらの要素同士には、例えば、「一人で過ごせること」や「他者とコミュニケーションがとれること」といった、相互に矛盾するものも存在するが、居場所に対するこども・若者のニーズが多様であることを踏まえ、こうした一人一人の「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」という視点に応じた居場所づくりがなされることが重要である。

（2） こどもの権利の擁護

こどもの居場所において、こどもの権利が守られることは当然の前提である。こども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、居場所づくりに関わる大人が広く、

1 こどもの権利について理解し、守っていくとともに、こども自身がこどもの権利について学
2 ぶ機会を設けることも重要である。

3

4 (3) 官民の連携・協働

5 こどもの居場所の中には、児童館のように地方自治体が主体となって取り組んできたもの
6 もあれば、こども食堂のように民間団体が主な担い手となっているものもある。このように、
7 これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割、自主性を踏まえるとともに、特
8 別なニーズのあるこども・若者には、公的な関与のもとで支援を提供するなど、居場所の性
9 格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要である。

10 具体的には、課題の有無にかかわらず、地域のこども・若者や地域住民全体に開かれた交
11 流機能に対しては、地域コミュニティの維持・発展など地域づくりに向けた活動として担い
12 手の自主性や主体性を尊重した運営を基本とし、行政はこうした活動に多くの者が参加する
13 よう後方支援を行うことが必要である。他方、課題を抱えたこども・若者への支援について
14 は、より専門的で個別性の高い支援がなされるよう、公的な関与の必要性が高くなると考え
15 られる。

16

17 3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所を整備する～

18

19 こども・若者を対象としたアンケート調査やヒアリングを踏まえると、居場所がほしいも
20 のの、居場所がないと感じているこども・若者の存在が明らかになっており、こどもの居場
21 所が十分に整備されていない現状にある。身近な地域で、こども・若者のニーズを踏まえた
22 多様な居場所が確保されるようにしていく必要がある。

23 居場所を持てていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希
24 望などの自己認識の前向きさに関係し、こどもの育ちにとって極めて重要である。また、こ
25 ども・若者からのヒアリングでも意見があったように、居場所は変わりやすく、失われやす
26 いものであることを踏まえれば、居場所を複数持てることが重要である。

27 その際、地域全体を捉えながら、既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態
28 把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポートなどを担うコー
29 ディネーターの役割が重要である。

30

31 (1) 居場所に関する実態把握

32 居場所づくりを進める上でまず必要になるのは、地域における居場所の実態把握である。
33 実態把握には、大きく分けて、供給側と需要側の二つが考えられる。

1 供給側には、地域において既に居場所となっている資源がどれくらいあるのか、また、
2 どんな機能を担い、実際にその機能を果たしているか、どのような範囲で支援を提供して
3 いるのか、さらには、居場所づくりを支援する中間支援組織などの関連資源の有無といっ
4 た内容が含まれる。その際、居場所となることを直接の目的としていないが、結果として
5 こどもの居場所となっているものがあることにも留意する必要がある。

6 需要側には、地域に住むこども・若者が自分の居場所を持てているのか、また、こども・
7 若者が居場所についてどんなニーズを有しているのか、といった内容が含まれる。こども・
8 若者のニーズを把握する方法として、こども・若者に直接調査することも考えられるが、
9 本人が必ずしもニーズを正確に把握していないこともあることに留意する必要がある。す
10 でに実施されているこども・若者を取り巻く環境や生活実態調査などを通じて、その地域
11 に住むこども・若者のニーズを多角的に把握することも有効である。

12

13 (2) 既存の地域資源を活かした居場所づくり

14 多様なこどもの居場所を整備するにあたり、既存の地域資源を活用することも有効であ
15 る。児童館や児童遊園などの児童福祉施設はもちろん、学校や公民館、図書館、青少年教
16 育施設、教育支援センターなどの活用や、高齢者や障害者向けの社会福祉施設、地域の社
17 会福祉協議会、学習・生活支援事業や児童育成支援拠点事業、重層的支援体制整備事業と
18 いった既存事業の活用が考えられる。地域の実情に応じて、既存の地域資源を柔軟に活用
19 していくことが求められる。

20 民間企業の中には、その社会的責任を果たす観点などから、食材の提供や活動プログラ
21 ムの提供などこどもの居場所づくりに積極的に取り組むところもある。こうした企業と連
22 携を図るとともに、その活動の見える化や先進的な取組の後押しを通じた取組の支援が重
23 要である。

24

25 (3) 新たな居場所づくりの担い手の発掘、育成

26 新たにこどもの居場所を作っていくためには、担い手となる人材が、実際に居場所づく
27 りに関わってみよう、始めてみようと思えるような機会提供や環境整備が重要である。例
28 えば、こどもの居場所の立ち上げや運営のノウハウをまとめ、提供することや、こどもの
29 居場所を実施している関係者のネットワークづくりを推進していくことが考えられる。

30 また、実際に立ち上げようとする時に利用できる制度など必要情報をまとめ、運営者が
31 孤立しないための運営者同士の交流機会の創出、相談窓口の開設情報など、居場所づくり
32 が円滑に立ち上がるサポートが重要である。

1 これら立ち上げのサポートは、基礎自治体をはじめとする行政の役割が重要であるが、基
2 礎自治体の関与のもと、民間の居場所づくりを支援する中間支援組織などの活用することも
3 有効である。

4 担い手は、必ずしも大人に限ったものではない。居場所と感じた経験から、こども・若者
5 たち自身がつくりたいと思い、始めようと立ち上がることがある。こども・若者の想いや意
6 志に伴走し、こども・若者自身が始める居場所づくりを支えることは、こどもの居場所づく
7 りが広がることにつながる。

9 (4) 持続可能な居場所づくり

10 こども・若者にとっては、自分の居場所だと感じる場が、そこにあり続けることが重要で
11 ある。そのため、居場所づくりとは新しく立ち上げるだけではなく、維持され、継続される
12 ことが必要である。

13 居場所づくりを担う者が事業を継続できるよう必要な支援を行うこととあわせ、運営資金
14 のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営に関するノウハウの提供も重要である。こうし
15 たサポートを行う存在としての中間支援組織の役割が重要である。

16 人材確保におけるボランティア人材の存在や、地域の居場所づくりを支える寄付など、地
17 域や社会の理解も必要である。居場所を運営する者が積極的に情報発信を行い、透明性を確
18 保するとともに、国や地方自治体もこうした取組を後押しすることが求められる。

19 居場所づくりの担い手への支援も重要である。こどもに寄り添った支援ができるよう、必
20 要な処遇の確保・改善に向けて取り組むとともに、人材育成やキャリアパスの提示、メンタ
21 ルケアなど、担い手が居場所づくりを続けていくためのサポートが必要である。

23 (5) 災害時におけるこどもの居場所づくり

24 災害時においてこどもが居場所を持ち、「遊び」の機会等が確保されるよう配慮すること
25 も重要である。今後、避難所におけるこどもの遊び場や学習のためのスペースの設置など、
26 まずは災害時におけるこどもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実
27 態を踏まえた施策の推進が求められる。

29 4. 「つなぐ」～こどもが居場所につながる～

31 こどもの居場所になりえる場や対象がいくら整備されたとしても、こども・若者が現実に
32 アクセスでき、利用できるなければ、当人にとっての居場所とはならない。居場所づくりとは、
33 居場所を創設するだけではなく、その居場所へのアクセスも含んだ概念であり、いかにこど
34 も・若者がその場を知り、見つけ、利用できるかについて工夫することが重要である。

1 また、特に地方部においては居場所に関する地域資源が乏しいこともあるが、こうした
2 地域に暮らす子ども・若者も必要な居場所を持つことができるよう、地域の実情に応じた
3 居場所づくりが必要である。

4 5 (1) 子どもがを見つけやすい居場所づくり

6 子ども・若者が居場所につながるためには、まず、地域の中にあるこどもの居場所が、
7 子ども・若者や保護者に知られていることが必要である。居場所づくりを担う者の情報発
8 信も必要であるが、地域のどこに、どんな種類の場があるかを、地域全体で取り組むこと
9 が重要である。多様なこどもの居場所に関する情報をまとめ、マップやポータルサイトな
10 どに可視化し、検索できるようにすることも有効である。特に、その場の様子や過ごし方
11 など、子ども・若者にとってイメージできるような情報の掲載は、「行きたい」という動
12 機づけにつながる。

13 こうした情報に子ども・若者がアクセスできるよう、地方自治体の福祉部門や教育委員
14 会が連携して、子ども・若者やその保護者に広く情報提供がなされるよう取り組むことが
15 必要である。その際、自治体をまたいで広域で活動する支援者に関する情報を、基礎自治
16 体が把握できるようにすることも重要である。

17 これらの情報は、本人が選びやすいよう情報が整理され、自分のニーズに適した場を探
18 しやすくされるように、子ども・若者と居場所をマッチングしやすくするなどの工夫も必
19 要である。

20 21 (2) 利用しやすい居場所づくり

22 子ども・若者の興味や関心、文化に即した居場所は、利用しやすさを高めることにつな
23 がる。困難な状況にある子ども・若者の居場所づくりにおいて、生活支援や自立支援など
24 の目的が強調されすぎると、その目的を子ども・若者が敏感に感じ取ることで、かえって
25 利用しにくさにつながってしまうことがある。ゲームやスポーツ、音楽、動画作成など、
26 子ども・若者が興味のあるものがきっかけで利用しはじめ、利用が継続する中で居場所と
27 なり、生活支援や自立支援といった当初の目的が徐々に果たされていく場合があることに
28 も留意すべきである。

29 また、利用のきっかけは本人の意思だけではなく、保護者や友人、学校の教職員や地域
30 の方、相談支援専門員など信頼できる者からのすすめが利用しやすさにつながることもあ
31 り、こうしたつなぐ人や機関の役割が重要である。このため、子ども・若者を取り巻く関
32 係者が、地域のこどもの居場所について把握しておくことが必要である。とりわけ学校は、
33 こどもを居場所へとつなげる上で重要な役割を担っている。学校を地域に開かれたプラッ
34 トフォームと位置付けて、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用やスクー

1 ルソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる
2 人材やNPO等と一体となって、支援が必要な子どもを早期に把握し、支援につなげる取組
3 を推進する必要がある。

4 移動そのものや移動にかかるコストなどが、子ども・若者がその場を利用する際の障壁と
5 なることがある。近隣の公園に出向いて居場所を開催するなどアウトリーチによる居場所づ
6 くりなど移動にかかるコストを低減させる工夫も重要である。

7

8 (3) どんな子どももつながりやすい居場所づくり

9 様々な課題や事情を抱えた子ども・若者は、自分から居場所を見つけ、誰かに助けを求め
10 るということが難しい状況にある。支援を求めることにためらいや抵抗感を感じる子ども・
11 若者も少なくない。障害児や社会的養護のもとで育った子ども・若者や、不登校の子どもな
12 ど、居場所へのアクセスがしにくい状況があることにも配慮が必要である。また、その場を
13 利用することに意欲的になれない、たとえ利用したとしても利用が途切れてしまうことがあ
14 る。とりわけ、義務教育卒業以降は、居住地域を離れることもあり、社会資源につながりに
15 くい傾向がある。アクセスしやすい環境整備を進めても、どうしてもつながりにくい子ども・
16 若者が存在するという認識を持つ必要がある。

17 他方で、こうした複合的な困難を抱える子ども・若者こそ、居場所につながる必要が高い
18 とも考えられることから、焦らず子ども・若者に向き合い、行きつ戻りつをしながら、こど
19 も・若者の信頼が得られるよう粘り強く取り組むことが求められる。その際、つなげる先だ
20 けではなく、つなげようとする者においても、本人にとっての居場所になりえる・なってい
21 る自覚を持ちながら、子ども・若者に関わるのが重要である。また、アウトリーチによる
22 支援も有効である。

23 こうした困難を抱える子ども・若者にとっては、居場所につながることはゴールではなく、
24 安心できる環境の中で過ごしながら、社会で活躍するためのステップとしての役割を担って
25 いることにも留意する必要がある。

26 対面による居場所のみならず、オンラインの居場所は、特別なニーズを持つ子ども・若者
27 や地域性を忌避する傾向のある子ども・若者などにとって、初めの一步としてつながりやす
28 く、オンラインの居場所の中でサポートが完結することもある。

29 また、就学時や、小学校から中学校、中学校から高校など子ども・若者のライフステージ
30 の変化が、居場所を失うことにつながりやすい。切れ目なく居場所を持ち続けられるために、
31 居場所同士や行政との連携が重要である。

32

33 5. 「みがく」～子どもにとって、よりよい居場所となる～

34

1 こども・若者を取り巻く環境は厳しさを増しており、環境変化のスピードも速くなって
2 いる。こども自身も成長・発達により変わっていくものであり、こども・若者にとっての
3 居場所であり続けるためには、不断の取組が必要である。

4 2.でも述べたとおり、「居たい」「行きたい」「やってみたい」の3つの視点での居場
5 所づくりは、こどもの居場所になることにつながる。それぞれのこども・若者の特性やニ
6 ーズに応じた居場所づくりが求められる。

7 8 (1) 安心・安全な居場所づくり

9 居場所は、こども・若者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された
10 場である必要がある。こども・若者が居場所にいることで、大人から搾取されたり、犯罪
11 に巻き込まれるといったことがあってはならない。

12 他方で、第三者から見て望ましくないと評価する場所を本人が居場所としている場合で
13 も、第三者にできるのは、その本人が居場所と感じられるような別の場所を作ったりつな
14 いだりしていくことであり、望ましくないのであって本人からその居場所を奪うだけで
15 は、問題への対処として不十分である。その場合でも、法令に違反する場所が認められな
16 いことは言うまでもない。

17 こどもの居場所において、こどもの権利が守られることは当然の前提である。こども基
18 本法や児童の権利に関する条約の内容など、居場所づくりに関わる大人が広く、こどもの
19 権利について理解し、守っていくとともに、こども自身がこどもの権利について学ぶ機会
20 を設けることも重要である。(再掲)

21 どのような場所を安心・安全と感じるかは、こども・若者によって異なりうるが、少な
22 くとも、こども・若者が不安や恐怖に感じるようなにすることが必要である。そ
23 の際、刺激に敏感な障害児にも配慮した環境設定が求められる。また、こども・若者との
24 関わりの中で知り得た情報は、本人にとって共有されたくない情報もあるため、事前に本
25 人の許可を得たり、共有範囲を限定するなどの配慮が必要である。とりわけ、家庭での養
26 育環境に課題のあるこども・若者については留意する必要がある。その上で、一人でいる
27 ことにホッとするこども・若者もいれば、集団の中で落ち着きを感じるこども・若者もい
28 る。こうした多様なこども・若者のニーズを踏まえた居場所づくりが求められる。

29 居場所を運営するにあたっての理念や担い手の行動規範を言語化、共有し、その場に関
30 わる全員が実践することで、その場において大切にされていることが理解でき、居場所の
31 安心感につながる。

32 33 (2) こどもとともにつくる居場所づくり

1 イベントの企画や居場所の運営ルールや規則をこども・若者とともにつくることなど、居
2 場所づくりにこども・若者が参画することは、多様で変化することども・若者のニーズを捉え、
3 より良い居場所づくりを進めるとともに、こどもの権利を守るという観点からも不可欠なも
4 のである。

5 こうした取組を継続して行っていくためには、これらがそれぞれの居場所で行われるだけ
6 ではなく、地域全体で取り組まれることが重要である。例えば、地域の中でモニタリングを
7 行い、好事例の選定や横展開などの取組を行う仕組みを作っていくことも重要である。

9 (3) どのように過ごし、だれと過ごすかを意識した居場所づくり

10 こども・若者の主体性が重要視されるこどもの居場所づくりにおいて、「遊び」は重要な
11 要素である。こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこど
12 もの発達を増進する重要な要素が含まれている。失敗や何もしないことを含め、その場にお
13 いて主体的な遊びを行えることは、本人がその場を居場所と感じるために必要なことである。

14 また、その場で「どう過ごせるか」は重要であるが、それと同じくらい「だれと過ごせる
15 か」といったその場にいる人との関係性に注目することも重要である。友人などの横の関係
16 に対して、居場所づくりを担う大人が、自分の話をよく聞いてくれ、受け入れてくれる、一
17 緒に何かに取り組んでくれる、あこがれの対象（ロールモデル）になる等といった斜めの関
18 係であることが、こどもの居場所において重要である。

20 (4) 居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくり

21 地域の特性や、主に対象とするこども・若者の層などの違いによって、それぞれの特色あ
22 る居場所づくりが行われている。こうした固有の居場所づくりを認めながらも、地域全体で
23 こどもの居場所づくりを推進するには、居場所同士の連携と協働が必要不可欠である。児童
24 館、こども食堂や学習支援の場など、地域にあるさまざまな居場所同士が対話し、互いに尊
25 重し学びあう姿勢が求められる。

26 例えば、地域の居場所を集めたネットワーク会議を定期的で開催し、地域全体における居
27 場所づくりの理念や目標を設定し、その地域のこどもの居場所づくりにおける大切にしたい
28 ことや、進捗を確認し合うなどが必要である。

29 こうした連携・協働は、それぞれの居場所ごとで行われるだけではなく、間をつなぐコー
30 ディネーターが重要である。各居場所や行政を含めた対話を促進し、連携・協働を進める役
31 割を担う人材を配置・育成し、官民が連携して地域全体の居場所づくりを進めることが必要
32 である。

34 (5) 環境の変化に対応した居場所づくり

1 オンラインゲームや SNS など、デジタル空間を居場所と感ずるこども・若者も多くな
2 っている。また、コロナ禍がこども・若者の生活に大きな影響を与えたように、社会やこ
3 ども・若者を取り巻く環境の変化によって、こども・若者のニーズは変化し、居場所と感
4 ずる場も変わりうる。こうした変化を捉え、居場所のあり方を不断に見直していくことが
5 必要である。

6 このため、居場所の担い手がこうした環境変化に対応できるよう学び続けるとともに、
7 常にこども・若者の声を聴きながら、その時々々のニーズに即した居場所づくりを進めてい
8 くことが必要である。オンラインゲームや SNS などは、不適切な大人の関わりなどのリ
9 スクが強調されがちであるが、こども・若者をこうしたリスクから守りつつ、その有用性
10 について理解を深めていく必要がある。

12 6. 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

14 各地域において、既にさまざまな居場所づくりの取組が進められているが、こうした居
15 場所づくりの取組を検証していくことは、居場所の質量両面からの充実を図る上で不可欠
16 である。居場所とは主観的側面を含む概念であり、かつ、多種多様な居場所づくりが行わ
17 れている中で、これを適切に検証するための指標をどのように設定するかは困難を伴うが、
18 こうした検証を行うことは、それぞれの居場所の改善につながるだけでなく、透明性の向
19 上等を通じた地域社会の理解促進にも資するものである。

20 他方で、居場所の検証を行うことが、かえって居場所づくりの多様性や創造性を損なう
21 ことのないよう留意が必要である。

22 このように、居場所づくりの検証はその必要性が高いものの、現時点で効果的な評価指
23 標等として明確に定まっているものはなく、これをどのように行っていくのかは今後の重
24 要な検討課題である。本指針策定後、国において必要な調査研究等を行った上で、こども・
25 若者やこどもの居場所づくりの関係者の意見を聴きながら丁寧に検討することが求めら
26 れる。その際、固有の居場所での活動を測るための指標と、地域全体での活動を測るため
27 の指標という二つのレベルについて検討するとともに、特に以下の点に留意することが必
28 要である。

- 29 ▶ こども・若者の視点に立つことやこどもの権利擁護など、本指針で記した居場所づくり
30 の理念や性質を踏まえた指標となっているか
- 31 ▶ それぞれの居場所が、継続的に振り返るために活用できる指標となっているか
- 32 ▶ 居場所づくりの多様性や創造性を担保するような指標となっているか

33 こうした指標による検証を行うに当たっては、第三者の視点を取り入れることが重要で
34 ある。こども・若者の参画を得ることも必要である。

1 また、居場所があることが、こどもの育ちにとってどんな影響があるのかなど、居場所の
2 効果や影響についての研究も十分とはいえない状況にある。こうした点についても、今後、
3 知見を蓄積していくことが居場所づくりの検証に資するものと考えられる。

4

5 **第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割**

6 こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関
7 する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、以下のように各々
8 の役割を果たすことが必要である。

9 こどもの居場所づくりの中心的な担い手となる民間機関は、本指針に掲げられた理念等を
10 踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取
11 組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待
12 される。

13 学校は、こどもの居場所としての福祉的役割を担っており、その認識を深めていくことが
14 重要である。そうした認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会
15 との様々な関わりを通じてこどもが安心して活動できる居場所づくりを推進する。企業は、
16 社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など
17 積極的な役割を担うことが期待される。

18 市町村は、管内の状況把握等を通じた面的整備や、質の確保・向上のための支援等を通じ
19 こどもの居場所づくりを計画的に推進する。その際、必要に応じ中間支援組織を活用する。
20 都道府県は、市町村の取組を支えるとともに、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を
21 行う。国は、市町村及び都道府県の取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国
22 レベルでの進捗把握や、各地域で取り組まれるこどもの居場所づくりの事例収集から好事例
23 の発信など普及促進を行う。

24 **第5章 推進体制等**

25 こどもの居場所づくりは、児童福祉や健全育成などのこども施策、障害児や高齢者福祉な
26 どの福祉施策、学校や社会教育などの教育施策、さらには自治会・町内会やまちづくりなど
27 さまざまな分野に関わることから、こうした関係者が連携して取り組む必要がある。

28

29 **1. 国における推進体制**

1 本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政
2 府の取組を中心的に担い、こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力
3 しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。

4 国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ
5 具体的施策を推進する。

7 **2. 地方公共団体における推進体制**

8 こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取
9 る方法など、地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待さ
10 れる。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要である。関係者による協議会などの
11 会議体を置くことも考えられる。

12 こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画
13 を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こ
14 ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づくり
15 についても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。

17 **3. 施策の実施状況等の検証・評価**

18 こども家庭審議会において、本指針に基づきこどもの居場所づくりに関する施策の実施
19 状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めること
20 が重要である。今後、国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上
21 で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。また、調査研究や事
22 例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政
23 策的対応に向けた検討を行う。その際、こども・若者やこどもの居場所に関する関係者の
24 意見を聴きながら丁寧に進めることが重要である。

26 **4. 指針の見直し**

27 本指針については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、こど
28 も大綱とも十分に連携を図る観点から、おおむね5年後を目処に見直しを行うことと
29 する。